



2022年3月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁
(コード番号：6548 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 岩 田 静 絵
コーポレート本部長

TEL. 03-5956-3044

**当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の
受給申請に関する調査報告書を受けた再発防止策の策定及び
関係役員の処分並びに役員報酬の一部自主返上に関するお知らせ**

当社は、2022年2月4日付で公表いたしました「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、当社グローバル・アライアンス部門において、Go To トラベル事業のルールに適合しない取引が存在したという疑いの事実（以下「本事案」といいます。）を解明するために、調査委員会による調査を進め、2022年3月2日に、調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

その後、当社において、本報告書における指摘事項及び提言を真摯に受け止め、再発防止策の検討を重ねてまいりました。本日3月16日開催の取締役会において再発防止策を決議いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。また、関係役員の処分を行い、あわせて役員報酬の一部返上の申し出がありましたので、お知らせいたします。

当社の株主、投資家、市場関係者の皆様並びにお取引先、そのほか全てのステークホルダーの皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。今回の件を厳粛に受け止めるとともに、二度とこのような不祥事を起こさぬよう、再発防止に全社を挙げて取り組み、一日も早い信頼の回復に努めてまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止に向けた対応策について

(1) 再発防止策の基本方針

2022年3月2日「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」で公表させていただいたとおり、当社は調査委員会より「調査報告書」を受領いたしました。

当社は「調査報告書」において今回の事案発生の原因について、①給付要件に対する理解が不十分であったこと、②顧客の与信管理が不十分であったこと、③リスクの識別の不備、④社内規程・社内プロセスが徹底されていなかったこと、の四点を認識し、本日開催の取締役会において、以下の再発防止策を決議いたしました。

本日より、社内プロセスの改善、組織体制の整備、コンプライアンス意識向上のための教育に取り組み、再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

(2) 外部調査委員会の再発防止策に関する提言

a. 各種申請、届出等の要件の確認プロセスの改善

補助金、給付金等を含め、行政当局に対する申請、届出、申出等によるものについて、あらかじめその要件を確認して関係者に周知させる、個別の申請等又は申請に係る個別の取引を行うにあたって、要件を充足しているか否かを複数の担当者又は部署において検証するプロセスを設けること。

b. 与信管理プロセスの改善

与信管理規程を見直し、与信期間のみならず与信金額をも考慮した形で与信限度及び決裁基準を定めること。

c. リスク識別の不備（コンプライアンス意識・リスク意識の向上）

- ① 個別の取引・商品の実行・販売にあたっては、取引全体・商品全体を多角的に観察して、実現可能性があるか、コンプライアンス上の問題がないか、いかなるリスクがありうるかといったことを、常に分析・検証する姿勢・意識が必要である。
- ② 継続した社内研修等の実施すること。

d. 適時の社内規程・社内プロセスの徹底

個別の取引・商品の実行・販売にあたっては、コーポレート部門によるチェック、稟議の上程等のプロセスが適時に行われるよう、改めて社内規程・社内プロセスを徹底させること。

(3) 再発防止策

改善項目	再発防止策	完了 予定日	関連する 提言
1. 社内規程・様式の見直し	1-1. 職務権限規程の権限項目の見直し、改定 権限項目及び決裁者を見直し、取引想定額に応じた決裁基準を設けます。 これにより複数部署における検討や会議体での検討が一定規模以上の取引において必要となることで、取引に内在する特殊性に気づき不適切と判断される恐れのある取引を未然に防ぐことができるものと考えております。 具体的には、次の見直し改定を行います。 ・一定金額以上の見積もりを顧客に提出する際は、リスクコンプライアンス委員会にて事前にその内容や特殊性について検討する旨を定めます。 ・旅行の取引に関する権限項目において、一定金額以上の旅行取引の実行や与信額の設定についての決裁基準の見直しを行い、項目と細目を追加いたします。 ・給付金や補助金に関する権限項目において、行政当局に対する事業者登録の申請の開始前に稟議申請が必要となる旨を定めます。	2022年 3月16日	a、b、c①
	1-2. 与信管理規程の見直し、改定 一定金額以上の取引については取引の特殊性等を取締役会で検証し、決議するため、想定与信金額に応じ与信	2022年 3月16日	b

改善項目	再発防止策	完了 予定日	関連する 提言
	<p>限度額を設定する際の決裁基準を設けます。</p> <p>これにより、定量的及び定性的な観点から今まで以上に旅行代金の回収リスクを抑えることができるものと考えております。</p>		
	<p>1-3. リスク管理規程の見直し、改定</p> <p>新規の大口取引を受注する際にはその受注を受諾する前に複数人による取引内容の精査や専門家や当局へ相談が必要となるため、職務権限規程の権限項目の改定に連動し、一定金額以上の見積もりを法人顧客に提出する際は、事前にその内容や特殊性についての検討及びその受注可否の判断をリスクコンプライアンス委員会への付議事項として追加いたします。</p> <p>これにより、不適切と判断される恐れのある取引を未然に防ぐことができるものと考えております。</p> <p>具体的には、新規の大口取引について、不自然さ、特殊性、異常性が当該取引に内在しないか等を多角的にリスクコンプライアンス委員会にて議論いたします。</p>	2022年 3月16日	c①
	<p>1-4. 給付金プロセスの見直し、改定</p> <p>補助金、給付金等を含め、行政当局に対する申請、届出、申出等によるものについては、あらかじめその要件を確認して関係者に周知させたいえ、個別の申請等又は申請等に係る個別の取引を行うにあたって、要件を充足しているか否かを複数の担当者又は部署において検証するプロセスを整備いたします。</p>	2022年 3月末日	a
	<p>1-5. 稟議書フォームの見直し、改善</p> <p>稟議書フォームの項目の見直し、改善を行います。</p> <p>これにより、決裁時の申請内容に対する意識の改善が促され、結果として、必要な社内規程・社内プロセスを時間的に履践できないような場合には取引の断念を判断する意識を醸成できるものと考えております。</p> <p>具体的には、社内規程・社内プロセスを徹底させるため、稟議承認時に、最終決裁者もしくは案件担当部門の取締役が案件開始日を入力する項目を追加し日付の入力なく承認をすることができない仕組みへ変更します。</p>	2022年 3月末日	d
2. 教育活動	<p>2-1. コンプライアンス教育コンテンツの見直し</p> <p>2020年7月15日に公表しました再発防止策（コンプライアンス意識の向上）にも含まれておりますが、引き続き、コンプライアンス教育を実施し、そのコンテンツの見直しも継続的に行い、当社全体のコンプライアンス意識の向上に努めます。</p> <p>具体的には、今回の事案のみならず旅行業界で発生し</p>	2022年 3月末日	c②、d

改善項目	再発防止策	完了 予定日	関連する 提言
	<p>た過去のコンプライアンス事案を具体例とし教育を行います。</p>		
	<p>2-2. 給付金、補助金を受給する際のマニュアル作成・教育の実施 給付金プロセスに即した業務マニュアルの作成及び教育を実施いたします。 これにより、複数部門での連携が必要であることを従業員が理解することができ結果として、複数部門での要綱確認により要綱の理解不足や確認不足を防ぐことができると考えております。</p>	2022年 5月末日	a、c②
	<p>2-3. 新規取引に関連する事項についての教育の実施 取引前の稟議等の申請手順、信用調査、与信管理の重要性、顧客属性や契約種別ごとの基幹システムへ入力手順や関連する法令等について業務手順に沿った教育を実施いたします。 これにより、社内規程や社内プロセスを徹底するためには一定程度の時間的猶予が必要であること、事前の関係部署への相談等の重要性について従業員の理解が進むものと考えております。</p>	2022年 6月末日	b、c②、d
3. 意識改革	<p>3-1. コンプライアンス宣誓書の取得 毎年度、従業員よりコンプライアンス宣誓書を取得します。 宣誓書には、コンプライアンス意識向上のために留意することを記入する欄を設けることで、従業員一人一人のコンプライアンス意識の向上に努めます。</p>	2022年 3月末日	d
	<p>3-2. 旅工房コンプライアンス行動規範の自社ウェブサイトへの公開 2022年1月25日に日本旅行業協会から周知された旅行業界としてのコンプライアンス徹底においても求められている行動規範を2022年2月16日に制定しております。この「旅工房コンプライアンス行動規範」を自社ウェブサイトへ公開いたします。 これにより、当社のコンプライアンス遵守に対する考えを内外に示すことができ、当社全体のコンプライアンス意識の向上に繋がると考えております。</p>	2022年 3月末日	d
	<p>3-3. コンプライアンス意識調査の実施 2020年7月15日に公表しました再発防止策（コンプライアンス意識の向上）にも含まれておりますが引き続き、リスク管理の一環とし、全社員を対象としたコンプライアンス意識調査を毎年度実施します。今回の事案をうけ、設問の見直しを行い本年度の調査を実施いたしま</p>	2022年 3月末日	d

改善項目	再発防止策	完了 予定日	関連する 提言
	す。 これにより、コンプライアンス意識調査の結果を活用した、コンプライアンス教育の重点的な課題の発見や不正の端緒に気づくことができ、結果として早期のリスク発見、コンプライアンス意識の強化ができることと考えております。		
	3-4. 経緯報告書の運用 社内規程・社内プロセスから外れた事案についてコーポレート本部長より適宜、当該事案担当者へ経緯報告書の提出を求めます。 これにより、社内規程・社内プロセスから外れた事象についての原因究明を行い、担当者及びその上司への意識改善のための指導及び実務に即した社内プロセスの見直し、改善を行うことができると考えております。 具体的には、経緯報告書へは、発生の原因及び再発防止策を入力することとし、担当者的上長による承認の後、法務・コンプライアンスセクションにて回覧することで、逸脱事例の発生を防ぐ対策を検討いたします。提出された報告書については、リスクコンプライアンス委員会へ件数及びその内容を報告し、必要に応じ再発防止策をリスクコンプライアンス委員会において議論いたします。	2022年 4月末日	d

3. 関係役員の処分及び役員報酬の自主返上について

(1) 関係役員の処分について

本日3月16日開催の取締役会において、以下のとおり関係役員に対する辞任勧告を決議し、厳正に処分いたしました。

なお、本辞任勧告に基づき、本日付で前澤弘基氏は、取締役を辞任しております。

氏名	内容
取締役執行役員 前澤 弘基	取締役辞任勧告

(2) 役員報酬の自主返上について

今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、以下のとおり取締役が報酬の一部を自主返上することといたしました。

氏名	内容
代表取締役会長兼社長 高山 泰仁	月額役員報酬の100%を自主返上(3か月)

以上